事業者の皆さまへ

川辺町 雇用調整助成金等申請代行補助金

制度のご案内

雇用調整助成金、小学校休業等対応助成金又は緊急雇用安定助成金（以下「助成金」）の申請を社会保険労務士等へ委託した際の費用の一部を補助します。

補助率	補助額（上限）
2/3	10万円（各年度あたり）

補助対象事業者

次の要件を全て満たす事業者が対象となります。

① 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第２条第５項に規定する小規模企業者

② 町内に本社を有する法人又は町の住民基本台帳に登録のある個人事業主

③ 雇用調整助成金等の支給決定を受けた事業者

補助対象経費

令和2年4月1日～令和3年4月30日までの休業等に係る助成金を申請するために社会保険労務士等へ支払った経費

提出書類

「申請書」と「請求書」に併せ、次の書類の写し

- 助成金申請関係書類（社労士等へ依頼したことが確認できるもの）
- 助成金の支給決定通知書
- 社労士等への支払が確認できる書類

申請期限　**令和４年３月３１日（木）まで**

お問い合せ先・提出先

川辺町役場産業環境課　商工担当
〒５０９－０３９３　川辺町中川辺１５１８番地４
電話：０５７４－５３－７２１２　FAX：０５７４－５３－２３７４